

老発 0928 第 2 号

平成 27 年 9 月 28 日

福島県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公印省略)

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間  
の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 145 号。以下「改正省令」という。）が、平成 27 年 9 月 28 日に公布及び施行されたところである。

改正の主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 改正省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第 9 条第 1 項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村である飯舘村内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）第 38 条第 1 項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第 52 条第 1 項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）については、現在の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算すること。

(2) 当該措置の対象について（第9条第2項関係）

当該措置は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの間に第9条第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。

○厚生労働省令第四十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十八条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)及び第三十三条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十六号)の一部を次のように改正する。  
本則に次の一条を加える。

(平成二十七年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例)

第八条 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(福島県双葉郡双葉町及び相馬郡飯館村の区域に限る。)内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項(第四十条第二項において準用する場合を含む。)	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
---------------------------------	------------------------------	--

Table with 4 columns and 2 rows. The top row contains detailed text for each column, and the bottom row contains shorter text. The text is dense and appears to be a legal or administrative document.

Table with 4 columns and 2 rows. The top row contains detailed text for each column, and the bottom row contains shorter text. The text is dense and appears to be a legal or administrative document.

<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>
<p>第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第四條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第四條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第四條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間</p>	<p>特別省令第四條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>
<p>特別省令第六條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第六條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第六條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第六條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第六條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>

<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>	<p>特別省令第六條第一項の規定による読み替えられた第五十二條第二項において準用する場合を含む。</p>
<p>規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第四條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第四條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第四條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間</p>	<p>特別省令第四條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>
<p>特別省令第六條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第六條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第六條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第六條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>同項第二号の期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>	<p>特別省令第六條第一項の表第五十二條第二項の下の欄において規定する期間と十二月間までの期間を合算して得た期間</p>

2 前項の規定は、平成二十七年四月一日から平成二十七年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附則  
この省令は、公布の日から施行する。